

新型コロナウイルス対応経営革新支援事業

新型コロナウイルス感染拡大による影響が続く中、経営革新計画に基づき行われる新分野進出や新商品開発など、収益力の向上を図るための新たな取組を緊急的に支援することにより、事業の継続を後押しします。

補助事業の内容

補助対象者	補助対象経費	補助上限 (補助下限)	補助率		
			コロナ融資の利用※1	中小企業者 (小規模以外)	小規模事業者
以下のいずれも満たす県内中小企業者等 ・新型コロナウイルスの影響を受けていること。 ・経営革新計画の承認を受けていること。	設備導入費、施設改修費、外注費、旅費、委託費、試作に係る材料費等	10,000千円	なし	1/3	1/2
		(1,000千円)	あり	1/2	2/3

※1「コロナ融資の利用」については、令和3年7月31日時点の都道府県制度融資や政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症に係る借入残高によります。

※2 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金など、類似の内容での国事業との重複申請は可能ですが、国事業が採択された場合はこの補助金の申請を取り下げさせていただきます。
また、県が実施する他の補助金との重複申請はできません。

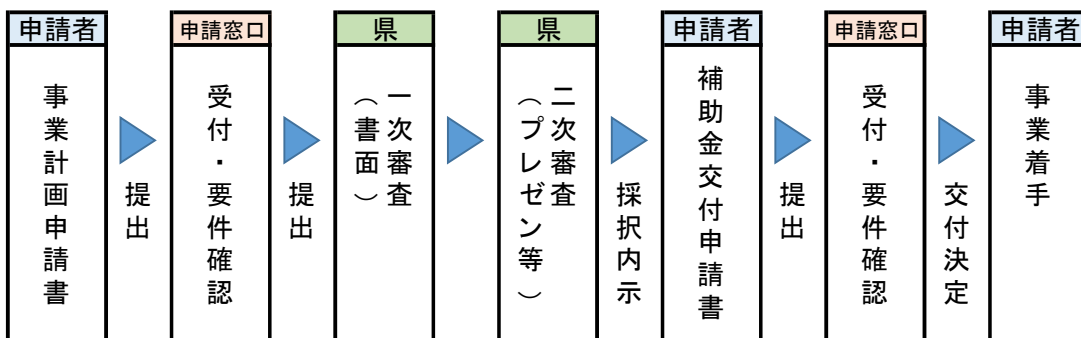
募集期間

令和3年8月4日（水）～令和3年9月10日（金）

申請・相談窓口

最寄りの商工会・商工会議所、島根県中小企業団体中央会、しまね産業振興財団

補助事業の流れ



※外

申請時に「経営革新計画の承認」が必要ですので、できるだけ早くご相談ください

※交付決定となったものは、原則として「企業名」、「事業名」を県ホームページで公表します。

事業実施期間

令和4年2月28日（月）まで

詳しくは、県ホームページでご確認ください。
申請様式をダウンロードできます。

新型コロナウイルス対応経営革新支援事業補助金

検索